

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

H24.10.1~

雇用調整助成金
中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件などが変更されます

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部が変更されます。

この助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余議なくされた事業主が、従業員を一時的に休業させた場合などに、手当や賃金の一部が助成されるものです。

	現 行	変 更 後
①生産量要件の見直し 事業活動の縮小を判定するための生産量（または売上高）要件の変更	最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、 <u>5%以上減少</u>	(※1) 最近3か月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、 <u>10%以上減少</u> (中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)
②支給限度日数の見直し 1年間と3年間について、限度日数に変更	<u>3年間で300日</u> (1年間での限度なし)	(※1) <u>1年間で100日 (3年間で300日)</u>
③教育訓練費(事業所内訓練)の見直し 教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額の変更	雇用調整助成金： <u>2,000円</u> 中小企業緊急雇用安定助成金： <u>3,000円</u>	(※2) 雇用調整助成金： <u>1,000円</u> 中小企業緊急雇用安定助成金： <u>1,500円</u>

(※1) 対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降に設定する場合より。
過去2年間との合計が300日に達しない場合も、1年間で100日が限度となります。

(※2) 判定基礎期間が平成24年10月1日以降となる場合より。

(※1)(※2)とも岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

参考資料:厚生労働省 報道発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002hggr-att/2r9852000002hgjh.pdf>